

音楽著作物利用許諾契約に要する重要な書類

1. 委任状（契約書）A3用紙（必ず裏表をコピーして使用の事）
2. 団体契約参加施設の異動・変更報告書（全ての書類提出に必要）
3. 著作物使用料返金口座届出書（年度途中で団体契約から外れる場合）
4. 再算定依頼に伴う証憑書類提出書（新料金を証明するものを添付）
5. JASRAC 管理楽曲不使用届出書（今後使用する楽曲のコピー全て）

各県加盟機関の所管事業所に変動があった場合には、速やかに書類提出をお願いします。

変動とは、教室の移転・教室の名義人の変更・教室の名称変更・地番変更等を指します。教室に関わる全ての変動があった場合には書類提出が必要です。又、音楽著作物利用許諾契約は 営業している場所に掛かるものですので、営業場所が変わった場合には改めて委任状の提出が必要となります。この場合、従来の委任状で提出した数字・金額等を計上するとスムーズに認可されますので、従来の委任状のコピーを保管しておくとい良いでしょう。

脱退とは、所属する加盟機関から離れる事で、団体契約から除外される事を意味します。脱退後は、随意契約による割引なしの契約となり、JASRAC と個人契約をしなければなりません。

フリーCDでの営業とは、著作権の発生しない楽曲を使用しての営業をする事で、団体契約から除外される事業所を意味します。その際には、今後使用する楽曲全てのコピーを添付しなければなりません。

1. 新規団体契約希望者の場合

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②委任状・・・署名・捺印は2箇所
(左側一番上&清算同意書か債務承認・支払同意書のいずれか)
清算同意書・・・既に契約している者で、滞納している者が記入
債務承認・支払同意書・・・未契約者で設立から日数が経っている者が記入

2. 廃業の場合

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②廃業届
- ③著作物使用料返金口座届出書（この書類が無い場合が多い）

3. 脱退の場合

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②証憑書類（備考欄に内容・理由等の記載が必要）

4. 移転（施設所在地変更）の場合

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②委任状（移転先の物）・・・署名・捺印は一箇所（左側上段のみ。但し滞納者は2箇所）
前回の委任状に従う、特に30分間の教授料金を同じに
元の教室の廃業届けも必要（添付する事）

5. 名義人変更（経営者の変更）・名称変更（教室名の変更）の場合

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②廃業届（前経営者分）
- ③委任状（新経営者分）・・・署名・捺印は一箇所（左側上段のみ。但し滞納者は2箇所）
前回の委任状に従う、特に30分間の教授料金を同じに

6-a. 再算定希望の場合（次年度からの切り替え）

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②委任状・・・署名・捺印は一箇所（左側上段のみ。但し滞納者は2箇所）
- ③新料金を証明する書類等

6-b. フリーCDでの営業に切り替える場合（次年度からの切り替え）

- ①団体契約参加施設の異動・変更報告書
- ②JASRAC 管理楽曲不使用届出書
- ③今後使用するCDの全てのコピー

これらの手続きには、手数料として¥3,000が必要となります。

半額の¥1,500は、加盟機関の手数料、残りの¥1,500は、NDLSの手数料です。

書類送付先

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-28-5 中島ビル3F 馬淵ダンススタジオ 内
一般社団法人日本ダンス技術検定機構 事務局長 馬淵 靖彦 宛

著作権使用料手数料振込手数料口座

三菱UFJ銀行 大井支店（店番618） 普通預金
口座番号 1106093
口座名義 一般社団法人 日本ダンス技術検定機構